2　船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーであつて、無線航行のためのものは、前項各号（第四号、第七号ロ及び第八号を除く。）の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　電源投入後、前項第四号イのほか、完全動作状態から送信準備状態にすることができるものであり、かつ、送信準備状態から五秒以内に完全動作状態にすることができるものであること。

二　前項第七号イの装置は、手動若しくは自動又はその両方の組合せで動作する機能を有するものであること。ただし、海面反射を抑圧する機能については、手動及び自動で動作するものであること。

三　前号に規定する機能の動作状態は、明確に、かつ、恒久的に指示器に表示されること。

四　［略］

［削る］

五　空中線は、次の条件に合致するものであること。

イ　相対する風速が毎秒五一・五メートルの状態においても支障なく動作するものであること。

ロ　方位角三六〇度にわたつて連続して自動的に右旋回転するものであること。

ハ　回転数は、毎分二〇回以上（高速船（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条の三に規定する高速船をいう。）にあつては、毎分四〇回以上）であること。

六　探知性能は、次の条件に合致するものであること。

イ　一〇回の走査のうち少なくとも八回の走査で物標（指示器の表示画面上に表示される海上等の物体をいう。以下この項において同じ。）を表示することができ、かつ、物標の探知誤り率が一万分の一以下の状態であつて、空中線が海面から一五メートルの高さにある場合において、次に掲げるものを明確に表示することができること。

(1)～(5)　略

ロ　三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーにあつては、イの(1)から(5)までに掲げるもののほか次に掲げる物標を明確に表示することができること。

(1)～(4)　略

(5)　一海里の距離における海面からの高さ一メートルの水路標識

ハ　九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーにあつては、次の条件に合致すること。

(1)　イの(1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる物標を明確に表示することができること。

(イ)～(ニ)　略

(ホ)　二海里の距離における海面からの高さ一メートルの水路標識

(2)　略

2　［同上］

一　電源投入後、四分以内に完全に動作するものであり、かつ、一時停止の状態から五秒以内に完全に動作するものであること。

二　指示器は、次の条件に合致するものであること。

イ　レーダーを適正に動作させるために必要な信号以外の信号を受信した場合にあつては、当該信号を抑制する機能を有するものであること。

ロ　前項第七号イの装置には、手動及び自動で反射波による不要な表示を減少させる機能を有するものであること。

［新設］

三　［同上］

四　空中線は、方位角三六〇度にわたつて連続して自動的に毎分二〇回以上回転し、かつ、空中線に対する風速が毎秒五一・五メートルの状態においても支障なく動作すること。

［新設］

五　［同上］

イ　一〇回の走査のうち少なくとも八回の走査で物標（指示器の表示画面上に表示される海上の物体をいう。以下この項において同じ。）を表示することができ、かつ、物標の探知誤り率が一万分の一以下の状態であつて、空中線が海面から一五メートルの高さにある場合において、次に掲げるものを明確に表示することができること。

(1)～(5)　同上

ロ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(イ)～(ニ)　同上

［新設］

(2)　同上